

「開示事項」

中小小売商業振興法（第11条第一項）による

	事 項	内 容
会 社 概 要	1. 事業主の氏名及び住所 (法人の場合は、その名称・住所・ 代表者氏名)	
	会 社 名	上 島 珈 琲 貿 易 株 式 会 社
	代 表 者 氏 名	代表取締役 上 島 淳 史 (昭和39年8月17日生)
	企 業 所 在 地	〒587-0062 大阪府堺市美原区122-1 ☎072(361)1000・FAX 072(361)2453
	資 本 金	10 (百万円)
	総 従 業 員 数	80 (人)
	会 社 沿 革	設立年月日 (36年11月)・創業昭和7年8月
	昭和46年、茨木営業所発足で珈琲専門店MUCのパイロットショップ開設。 昭和48年、フランチャイズ事業本部発足。	
	代表者の経歴：昭和33年甲南大学理学部卒業、昭和36年上島珈琲貿易㈱設立。 代表取締役就任、全日本コーヒー連合会理事、大阪珈琲商工組合常務理事を経 大阪珈琲商工組合理事長就任。	
	JFA正会員 (昭和58年)	

チェーンの概要	フランチャイズチェーン名	珈琲専門店 MUC
	本部所在地	〒587-0062 大阪府堺市美原区太井122-1 ☎0723(61)1777・FAX 0723(61)7249
	フランチャイズ事業の担当部門	① 当者名 : 米田武志 ④スーパーバイザー 2名 ② 当部署名 : FC事業本部 ③ 部専従者数 : 2名
	店舗総数29店 (加盟店数27店・直営店数2店) H28.8	
	2. 現在行っているチェーン事業の開始年月	昭和46年12月
	フランチャイズ1号店開業年月	昭和47年 6月
標準店舗開設投資額	50㎡ 2,100万円(店舗取得費除く)	
商品等	フランチャイズ事業で取扱う商品・サービスの種類又は業態 The・美味珈琲、マイルドブレンド、ストロングブレンド、ソフトアイスコーヒー、コールドコーヒー、ストレートコーヒー各種、ジュース各種、トースト類各種、その他。 オールカウンター方式によるサービス。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">加盟着手徴収金銭</p>	<p>3. A. 加盟着手に際し、徴収する金銭に関する事項</p> <p>①名称</p> <p>②徴収する金銭の額</p> <p>③徴収する金銭の性質</p> <p>④徴収の時期</p> <p>⑤徴収の方法</p> <p>⑥当該金銭が返還される時の条件</p>	<p>加盟着手金。</p> <p>金5万円（一律）。</p> <p>イ. 物件既得者に対して、展開に必要な予備調査。</p> <p>ロ. 物件未得者に対して、物件入手の手引き説明と物件紹介。</p> <p>ハ. その他。</p> <p>予備調査依頼時（前）、物件紹介前にお支払い頂きます。</p> <p>現金にてお支払い頂きます。</p> <p>各種調査を実施し、加盟されない場合は予備調査費分を差し引いた金額を、お返し致します。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">加盟申込徴収金銭</p>	<p>3. B. 加盟申し込みに際し、徴収する金銭に関する事項</p> <p>①名称</p> <p>②徴収する金銭の額</p> <p>③徴収する金銭の性質</p> <p>④徴収の時期</p> <p>⑤徴収の方法</p> <p>⑥当該金銭が返還される時の条件</p>	<p>加盟申込金。</p> <p>金10万円（一律）。</p> <p>イ. 店舗の立地調査。（商業集積度調査・商圈域調査・最寄り駅乗降客数、他）。</p> <p>ロ. 環境調査。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商圈内人口及び世帯数。 ・ 商圈内人口の伸び率の推移と所得水準。 ・ 消費動態調査。 ・ 客層分析。 ・ 店前通行量調査。 <p>ハ. 競合店調査。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競合店舗数の分布と候補店の位置付け。 ・ 競合店実態調査。 <p>加盟申込と同時にお支払い頂きます。</p> <p>現金にてお支払い頂きます。</p> <p>各種調査を実施し、加盟されない場合は、加盟を前提とした加盟申込であり、FC本部・加盟希望者の意志確認の上での申込に付き、加盟申込金については全額返還するものとする。</p> <p>但し、加盟着手金については返還致しません。</p>

加 盟 時 徴 収 金 銭	<p>3. C. 加盟に際し、徴収する 金銭に関する事項</p> <p>①名 称</p> <p>②徴収する金銭の額</p> <p>③徴収する金銭の性質</p> <p>④徴収の時期</p> <p>⑤徴収の方法</p> <p>⑥当該金銭が返還される時の条件</p>	<p>加盟料。</p> <p>金90万円（一律）。</p> <p>申込金は加盟料の一部に充当致します。</p> <p>但し、加盟者が2店舗目以上を持つ場合は加盟料は免除致します。</p> <p>イ. 『珈琲専門店MUC』の商標等マークの使用権。</p> <p>ロ. 契約時に一時に開示するノウハウ。</p> <p>ハ. 開店前、開店後の研修指導、教育、ノウハウの提供。</p> <p>ニ. 開店に必要な什器、備品等の企画調達。</p> <p>ホ. 開店に必要な看板、その他貸し出し品の提供。</p> <p>ヘ. 開店時の宣伝企画及び手配。</p> <p>ト. 開店準備及び開店時の指導員及びオープニング要員の派遣 チ. その他。</p> <p>フランチャイズ加盟と同時にお支払い頂きます。</p> <p>現金にてお支払い頂きます。</p> <p>この契約及び更新された契約が終了した場合には、本部は 加盟料の全部又は一部を次の通り返還する。</p> <p>但し、利息は付さない。</p> <p>イ. この契約締結後、1年以内に終了した時は、5割額返還。</p> <p>ロ. この契約が締結された日から1年を越え3年以内に終了した時には、7割額返還。</p> <p>ハ. この契約が締結された日から3年を越えて終了した時には 全額返還。</p>
---------------------------------	--	---

定期徴収金銭	<p>4. 加盟者から定期的に徴収する金銭に関する事項</p> <p>①名称</p> <p>②徴収する金銭の額</p>	<p>ロイヤリティー。</p> <p>無し。</p>
店舗	<p>5. 加盟者に対する特別義務</p> <p>①店舗構造又は内外装について、加盟時に課する義務。</p> <p>②店舗設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗イメージ ・設計基準（仕様） 	<p>MUCチェーンの店舗イメージ統一のため、店舗の構造、内外装（デザイン）、設備、器具は標準店舗内外装仕様に従って工事又は備えつけて頂きます。</p> <p>その工事代、備品等購入代金は、加盟者が負担する事になっています。</p> <p>店頭置き看板は、本部が貸与します。その保全、維持、管理は加盟者の責任で行って頂きます。</p> <p>店舗そのものを商品と考え、商品としての価値のある店作りが基本コンセプトです。</p> <p>店舗イメージは、中世～近世ヨーロッパ風の伝統的古典的ムードを主張とする、オールカウンター方式を基準とする。</p> <p>（今風なインパクトは少ないものの、長い歴史の中で受け継がれたデザインは5年や10年で価値が変わるものではありません）。</p> <p>又、店内は労働効率を優先したカウンターを採用、1人でも直接かつスピーディーにお客様にサービスできるオールカウンターシステムが特徴です。</p> <p>B-4参照。</p>

店 舗	<ul style="list-style-type: none"> ・施工条件 ・設計管理報酬料率 	<p>B-5 参照。</p> <p>A-3 参照。</p>
商 品 の 販 売	<p>6. 加盟者に販売する商品の販売条件に関する事項</p> <p>①加盟者に販売する商品の種類</p> <p>②販売方法</p> <p>③当該商品の代金の決済方法</p>	<p>本部から加盟者に販売する商品の種類は、次の通りです。 別紙、「F C店納入・取扱商品一覧表」に記載しておりますが 契約後にお渡し致します。</p> <p>「材料・副資材は、すべて本部の定める標準仕様規格に合格したもので、本部の承認を受ければ、本部又は本部の指定業者以外から購入出来ます。</p> <p>原則として、週2回当営業担当者より配達致します。 指定業者よりの納品も上記に準じます。</p> <p>本部から仕入れた商品、材料その他の物品の代金は、原則として毎月末ごとに締切り、締切後10日以内に、現金もしくは、本部が指定する銀行の口座に振り込んでお支払い下さい。 支払い方法は、掛け売り・現金販売を選択出来ます。</p> <p>イ. 掛け売り。 毎月1回、締日・支払日を決定。 当月支払日に担当者又は、振り込みにて支払う事。</p> <p>ロ. 現金。 商品納品時、担当者に支払う事。 支払いは、現金又は小切手（先日付は不可）、振り込み（銀行・郵便局）のいずれかにて支払う事。 但し、手形は不可。</p>
経 営 指 導	<p>7. 加盟者に対する経営指導</p> <p>①加盟に際しての研修又は講習会の開催の有無</p>	<p>開店前に、30日間の本部研修と5日間の店舗実地研修を受けて頂きます。研修の為の費用は無料。 但し受講費、飲食費は自己負担といたします。</p>

経 営 指 導	②加盟に際して研修又は講習会が行われる時は、その内容	加盟してからオープンまで以下の内容にて研修を行います。 ア. 本部研修。 本部研修は、次の内容について講義と実技指導により、本部の研修センターで行います。 a. 当社の理念、沿革、現状、組織。 b. フランチャイズ・チェーンの知識。 c. MUCチェーンの契約とシステム。 d. 商品知識。 e. 製造・加工方法。 f. 店舗運営方法。 g. 品質管理。 h. 商品・材料の取扱い管理。 i. 販売方法。 j. 接客 サービス。 k. 販売促進。 l. 店長業務。 m. 庶務・会計等管理業務。 n. 労務管理。 o. その他。 イ. 店舗実地研修 店舗実地研修は、本部の直営店にて、実地に次の内容について実習を行います。 a. 製造・加工実習。 b. 品質管理実習。 c. 販売実習。 d. 設備・器具メンテナンス実習。 e. 帳票作成実習。 f. 計数管理実習。
------------------	----------------------------	--

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">継続的指導</p>	<p>③加盟者に対する継続的な経営指導の方法及びその実施方法</p>	<p>ア. スーパーバイザーによる巡回指導。 本部のスーパーバイザーが商品の配送業務を兼ね、経営管理、加工技術販売等店舗運営の全般にわたって、各店を定期的に巡回訪問して指導、技術援助を致します。但し、開店時は約1週間毎日訪問致します。 定期的巡回指導の費用は無料です。</p> <p>イ. 個別指導。 加盟店から依頼があれば、その都度スーパーバイザー又は専門担当者が臨店してご要望に答えます。</p> <p>ウ. 店員訓練。 加盟店より依頼があれば、研修センターにて基本的な指導（製造・加工方法・接客サービス等）を行います。 費用については、個別指導のため研修費用を負担して頂きます。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">商標等に関する事項</p>	<p>8使用させる商標、商号の一部 その他の表示に関する事項</p> <p>① 商 標 名</p> <p>② 商号の一部・ サービスマーク等の名称</p> <p>③ 表示の使用に関する条件</p>	<p>契約によって、加盟者に使用して頂くマーク・ロゴは以下の通りです。（書体・字体等の清刷りは別紙記載）</p> <p>MUC（マック） 登録番号 1070</p> <p>MUC Best Coffee By MUC</p> <p>商標及び店名に「MUC」及び「マック」の使用を許諾する。但し商号「上島珈琲貿易株式会社」の使用をしてはならない 又、上のマークとロゴは、MUCチェーン店の経営を目的とする事以外に使用してはいけません。</p> <p>フランチャイズ契約が終了した時は、直ちにこれらのマーク・ロゴの使用を中止し、車両、造作物等に表示されたマーク・ロゴ等を抹消しなければなりません。</p>

<p>契約の期間・更新・解除</p>	<p>9. 契約の期間並びに契約の更新及び解除に関する事項</p> <p>① 契約の期間</p> <p>② 契約更新の条件及び手続</p> <p>③ 契約解除の条件及び手続</p> <p>④ 契約解除によって生じる、損害賠償金の支払いその他の義務の内容</p>	<p>契約期間は、契約締結の日から満1ケ年です。</p> <p>この契約の期間は締結の日から1ケ年、期間満了日までに双方からなんら意思表示のない時は、更に1ケ年伸長する。以後同様に1年毎に自動延長されます。</p> <p>ア. 加盟店が契約を解除する為には、本部に対して1ヶ月以上前に予告を与えて契約を終了させる事ができます。</p> <p>イ. 本部は、加盟者に次の様な行為があつて、加盟者に30日以内の改善期間を設けて、そのことの中止又は是正を求め、改善期間が終わってもなおその行為が改められない場合は、契約を解除します。</p> <p>ウ. 加盟店が本部に対する債務の返済を期限後3ヶ月以上遅滞した場合。</p> <p>エ. 契約書に定める義務違反。 (契約内容については、本契約の締結時に詳しくご説明します。) 改善期間中、改善されるよう指導致します。</p> <p>オ. 破産、不渡処分、差押え、仮処分等の事態が生じた場合、相手方に催告をしないで直ちに契約を解除することが出来ます。</p> <p>ア. MUCチェーンのマーク・ロゴ等の使用を直ちに中止し、看板等の表示物、マニュアル等本部から貸与を受けたもの一切を本部へ返して頂きます。</p> <p>イ. 契約を解除された加盟者は、MUCチェーンの事業と類似した事業を、契約終了の日から1年間、行ってはならない事になっています。</p> <p>ウ. 契約解除の原因となった行為によって、MUCチェーンの信用を著しく傷つけた行為によって、本部が被った損害額について、賠償を請求する事があります。</p>
--------------------	--	---